令和３・４年度　第７回高崎市公民館運営審議会　会議録

開催日時　令和５年３月１０日（金）午後１時３０分～３時７分

開催場所　高崎市中央公民館　集会ホール

議題　１　令和４年度高崎市公民館事業実績報告・審議
　　２　令和３・４年度提案（意見具申）について

公開・非公開区分　公開

出席委員（１２人）

串田昭光委員　・三澤憲一委員　・山崎紫生委員　・小見勝栄委員
植原孝行委員　・戸塚光久委員　・山口堅二委員　・中司恵理委員
丸茂ひろみ委員　・岡田文男委員　・秋山美和子委員　・小高広大委員

欠席委員（８人）

前島朗委員　・櫻井怜委員　・星野雅代委員　・小屋美香委員
内田祥子委員　・大竹隆一委員　・湯浅賢一委員　・新利恵子委員

成立　高崎市公民館運営審議会規則　第４条第２項による

事務局出席者

川嶋昭人公民館担当部長・藍美香中央公民館長・茂原久美子社会教育課長・齋藤崇夫教育担当係長・中村亮一庶務担当係長・錦部光樹次長・高橋勉次長・千保木優次長・大村政彦次長・外處浩則次長・平石貴文次長・伊藤俊一郎次長・武政文隆次長・江積利雄次長・木村智美主査・古川和江嘱託

傍聴定員　５人

傍聴者数　０人

所管部課名　教育部　高崎市中央公民館

令和３・４年度 第７回高崎市公民館運営審議会　議事録

議事

１　令和４年度高崎市公民館事業実績報告・審議

会長：　それでは議事を進めさせていただきます。「令和 4 年度高崎市公民館事業実績について」事務局より説明をお願いします。これは 12 月までの公民館事業の報告です。

事務局：　「令和４年度高崎市公民館事業実績」をご覧ください。こちらは今年度の高崎市の公民館事業について、テーマごとに掲載した資料となります。12 月末時点での各館の情報を集約し掲載しております。時間の都合上、全体の傾向や答申に関わるもの、新規の事業などを中心にご説明させていただきます。

表紙を１枚おめくりいただくと目次がございます。各テーマについて事業の概要が記載されております。

最初に１ページをご覧ください。中央公民館の事業について説明させていただきます。「ライフアップ推進事業」は、11 講座となります。「キャリアデザイン支援事業」は、９講座です。その中で新規の講座といたしまして、「できる男は家事上手！家事ダン」という、男性の家事参加の助けとなるよう洗濯、料理、片付けにいて学ぶ講座を開催しました。また、「キャリアデザイン支援事業」の中で「高崎らしさの始まりを探る」、「古文書事始」の２講座につきましては、昨年度に引き続き、会場での開催に加えて、収録した動画を Youtube で配信し、会場と動画のどちらでも受講できる形で開催しました。

２ページをご覧ください。「地域づくり支援・ボランティア養成事業」は２講座となります。新規の講座として三澤委員が会長をしております高崎観光ガイドの会と協力して、「観光ボランティアガイド入門講座」というボランティアガイドの基礎知識を学び、実際にガイドを体験することで、ボランティア活動を始めるきっかけとなるような講座を行いました。

「図書ボランティア活動支援事業」は、図書ボランティア活動をしている方を対象に図書ボランティアの活動内容のスキルアップのために今年度も継続して講座を行っております。

「なやみごと相談事業」につきましては、中央公民館のみで実施している事業となります。対面で行う関係で新型コロナウイルス感染症の影響で中止しておりましたが、共催する高崎カウンセリング協会や実際に相談を受ける相談員さんと協議させていただき、6、7 月、また 10 月からという形で実施可能な月につきま

しては開催いたしました。

なお、中央公民館の講座では、委員の皆さまに講師をお願いしているものが多くございまして、「孫育て講座」では小屋委員、内田委員、「カードゲームで１０年後の自分を考える」という中高生向きの講座では小高委員、「観光ボランティアガイド入門講座」では三澤委員、「図書室づくり講座」では秋山委員に講師を務めていただいており、改めて感謝申し上げます。中央公民館の事業の説明は以上となります。

続いて、職員の研修体制の充実について4ページをご覧ください。「職員研修」については、地区公民館の館長、主事が参加をした研修会等を掲載しております。コロナの影響で中止となっていた県などの研究集会も今年度は実施されました。

主事の研修といたしまして、意欲のある公民館主事が自主的に課題を設定し研究するという「公民館課題研究会」という研修を行っており、今年度は9名の職員が参加し、3班で研究を行いました。こちらは別紙で「高崎市公民館課題研究会報告書」をお配りしておりますのでご覧ください。一枚おめくりいただき目次がございますが、今年度の研究テーマは「公民館と住民、地域との新たな関係づくり」ということで、公民館と大学生や地域との関係づくりをおこなうもの。「地域人材の活用について」という地域人材の活用、育成について取り組むもの。「地域住民が自然に集まる居場所づくり」という公民館が誰でも自由に利用できる場とするためにカフェ事業を行うもの、という3つの研究を行っております。いずれも令和元・2年度の答申にも関連する取り組みとなっております。報告書につきましては、後程、ぜひご一読いただければと思います。

続いて、社会教育主事講習につきまして、これまでは毎年1名を派遣しておりましたが、今年度より群馬県にサテライト会場ができたことに伴い3名の公民館主事が研修を受講することができました。今後もできるだけ多くの職員が講習を受講し、公民館に社会教育主事が配置できるよう取り組んでまいります。

続きまして、地区公民館の事業につきまして、説明をさせていただきます。5ページをご覧ください。12月末現在の集計で、44館で974講座がおこなわれております。昨年度は808講座でしたので、コロナの影響で減少した事業数もだいぶ回復してまいりました。ちなみに、コロナ前は1,100前後の講座数で推移しておりましたので、講座数でいうとコロナ前まではまだ回復していない状況となります。内訳といたしましては「ライフアップ推進事業」が440講座、「キャリアデザイン支援事業」は、362 講座が開催されております。「地域づくり支援・ボランティア養成事業」は70講座で、こちらは地域との連携で行う講座が多いため、コロナの影響を引き続き強く受けており、コロナ前の半分程度の事業数となっております。

6ページ以降は実施した事業を様々なテーマごとにまとめたものです。こちら

の資料も 12 月末現在の状況です。1～3 月の事業については事業名の後ろに（予定）が入っておりますのでご了承ください。複数の観点を含む事業が多いため、重複して記載しているものが多くございます。また、連携事業や特色のある事業を掲載しておりますので、すべての事業が掲載されているわけではないことをご承知おきください。その中で新しい事業を中心にいくつかご紹介させていただきます。

最初に小学校との連携事業について 6 ページをご覧ください。東公民館では学校で生徒に 1 人 1 台配備されているタブレットを活用し、ドローンのプログラミングについて学ぶ講座を開催しました。学校との連携については新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けているものの一つで、引き続き実施が難しい状況も続いておりますので、来年度以降、再び連携できるよう取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、中学・高校・大学等との連携について 8 ページをご覧ください。南公民館「小学生向けプログラミング教室」は高崎商科大学、新高尾公民館「プレママ・プレパパ教室」は高崎健康福祉大学と連携し、新たな事業を行っております。また、六郷公民館「安中総合学園の生徒が教える！花の寄せ植え教室」では安中総合学園の農業学科の生徒が育てた花苗を活用した寄せ植えの講座となっております。9 ページの上郊公民館「ちびっ子野球教室」では、明和県央高校の野球部と連携して保育園児を対象とした野球教室を行っております。

公民館運営推進委員会への部会の設置について 8 ページをご覧ください。久留馬公民館では昨年度から運営推進委員会の中に地域おこし部会を設置して、活動しております。その地域おこし部会の企画で初めての文化祭が開催されました。

9 ページからの生涯学習推進員と連携した事業の中で、11 ページの豊岡公民館「中豊岡藤川遺跡現地説明会」、寺尾公民館「寺尾地区の歴史」、12 ページの岩鼻公民館「岩鼻村郷土誌復刻版学習講座」、堤ヶ岡公民館「ちょっと昔の堤ヶ岡村のお話」を始めとして地域の歴史を改めて知るための事業が多く企画されております。

続きまして、行政機関との連携事業について 20 ページをご覧ください。塚沢公民館では県の施設 tsukurun の出張講座で、小中学生を対象にデジタル技術を体験できる講座を行いました。また、久留馬公民館「白銀の世界へようこそ」では、みなかみ町の雪山と公民館を Zoom でつないで山の様子を案内してもらう講座を行いました。その他、新たに自衛隊や警察署などと連携した講座を開催した館もございます。

続いて 21 ページからの身近な生活課題や地域課題に重点をおいた事業として健康に関する事業が多く行われております。23 ページの一番下の乗附公民館「のつけいきいき生活講座」、24 ページの吉井公民館「睡眠と健康の知恵袋講座」な

ど、昨年度より連携に取り組んでいる明治安田生命による講座を今年度は 10 の公民館で開催いたしました。身近な生活課題をテーマとした分かりやすい講座が多く、参加者からも好評です。

続きまして地域資源を活用した事業として 25 ページをご覧ください。各館で地域の歴史を学ぶ事業などに取り組んでおります。12 月の審議会でご説明させていただきましたが、北公民館では「昔の高崎を見てみよう！」という展示会形式の事業を行いました。また、26 ページの吉井公民館では「カヌー体験教室」、倉渕公民館では「ネイチャートレイル」を行うなど各地域の自然を生かした事業も企画されています。

地域の人材発掘や育成について、28 ページをご覧ください。各館で地域在住の方を講師とした講座に意識的に取り組む館も増えており、地域人材を発掘し、講師とする新規講座も増加傾向にあります。30 ページの片岡公民館「片岡ほっと！HOT！café」は、先ほど課題研究でもテーマとなっていたカフェ事業ですが、参加者も講師もスタッフも地域の方が担うことで、地域人材の発掘と地域のつながりづくりを図るもとのなっております。

若年層の参加促進に重点をおいた事業として 33 ページをご覧ください。東公民館「頼れるパパになろう「クッキング編」」や「おいしいコーヒーの淹れ方」のように普段公民館を利用しない層をターゲットとした事業、また、土日、夜間に講座を開催することで働いている年齢層の参加者の増加を図った館も複数ございます。

39 ページをご覧ください。動画やオンラインを活用した事業を掲載しております。東公民館、下里見公民館、久留馬公民館、乗附公民館では、学校や学童など、また複数の公民館をオンラインでつなぎ実施する講座に取り組んでおります。一方、京ケ島公民館、堤ヶ岡公民館では講師が公民館にいて受講生は自宅からオンラインで参加できる講座が行われました。

また、スマートフォン等の技術習得を目的とした講座が 39 ページから掲載されておりますが、地域のニーズや国の方針等もあり年々スマートフォンについての事業数が増加しております。今年度は 44 の地区公民館のうち 38 公民館で 60 講座が行われました。なお、今年度は国のデジタル活用支援推進事業という事業を活用し、この中にいくつか含まれている 15 館でスマートフォンの初級講座を行いました。

事業等の紹介は以上とさせていただきますが、事業については、この後項目ごとに 52 ページまで記載されております。また、48 ページ以降は講座以外の工夫について、公民館だより、図書室の活用、館内の展示、掲示物、気軽に集えるような工夫、施設の活用についての工夫がそれぞれ記載されておりますので後程ご覧いただければと思います。

以上、事業・取り組みについて簡単にご説明をさせていただきました。各館におきまして、様々な工夫、取り組みがなされておりますので、ぜひ、後ほど他の項目についてもご覧いただきたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

会長：　ありがとうございました。令和４年度における公民館の事業についてご説明いただきましたが、皆さんからご質問はございますか。

私は１月に乗附公民館に伺いました。公民館の二階で高齢者の集まりがありました。公民館にいる高齢者と乗附小学校の児童とをオンラインで結んで交流を図る事業を見させてもらいました。学校の教職員方、公民館の館長さん、主事さんが熱心に取り組んでいる姿を拝見しました。実際に行う中で課題が色々と出てくるのかと思いますが、今後さらに技術の面や手法を工夫されていくのかなと思いました。私が拝見したのは乗附公民館だけでしたが、他の地区公民館でも色々工夫しながら行っているのだろうなと思います。

委員の皆さまも地区公民館に関わっている方もいらっしゃいますので、自分の体験からこの事業報告について、何かご意見などがありましたらご発言ください。

公募委員Ａ：　説明の中で生涯学習推進員との連携事業という話がありましたが、私も地元地域の生涯学習推進員を務めておりまして、地域の歴史を学ぶ講座を企画して公民館で実施しました。私が住んでいる地域は人口増加が著しく、新しく住民になった若い女性の方が講座に参加されてとても関心を持ってくれました。その方が自分も何かしたい、ということで生涯学習推進員の会議にオブザーバーのような形で参加をしていただいております。この地域を知る講座については連続講座としていきたいということで、現在第２回目を計画しているところですが、その時に若い方のご意見等を参考にさせていただきながら進めたいと思っております。色々な意味で発展していく可能性のあることだと思いましたので、ここでご紹介させていただきました。以上です。

観光ガイドの会選出委員：　公民館運営推進委員会の部会の設置のところですが、１館設置したということですが、運営推進委員会の部会の活用については令和元・２年度の答申にも記載され提言されているところですが、まだなかなか進んでいないということで、どういったことが難しいのか教えていただければと思います。

事務局：　久留馬公民館につきましては、公民館がなかった地域に新設の館として設置されました。新しい事業を何か取り組んで行こうという時に連携する団体も少ない中でこういった形で部会を設置することで新たな取り組みが進められていき

ました。既存の各館につきましては、部会を設置するという形ではなくて地域の団体と共催で行う事業はたくさん行われています。「運営推進委員会の部会の設置」という形をとらずとも共催で地域と事業ができるという部分と、新たな組織が増えてしまうとそれ自体が負担感になってしまう部分が各地域ではあって、検討しても部会の設置に至らないという状況があります。

城址公民館につきましては、館をどのように運営していくかということを議題にして昨年度は部会を設置しておりましたが、何回か議論を行い、方針が決まったことから今年度は部会を設置していない形となっております。

既存の地域団体や組織ではできない課題があった時には部会の活用ということは非常に有効ではないかと考えております。

学識経験者 A：　令和 4 年度の事業報告の中で久留馬公民館は運営推進委員会で部会を設置されたとのことでした。また「高崎市公民館運営審議会の答申を参考に」ということで、新しい公民館ですので地域の課題もあったかと思いますが、答申の内容が参考になったということで大変うれしく思っております。

会長：　他に何かございますか。

今の学識経験者 A 委員さんのご意見と関連づけて申しますと、わたしは、昨年度に久留馬公民館を尋ねて活動の様子を伺ったことがあります。比較的新しい公民館なので新しいものをやろうという雰囲気がある中で、公民館運営審議会答申に「部会の活用について」提案されているということで、自分たちの活動にも取り入れようという経緯があったと聞きました。個人的な感想ですが、とかく組織は、せっかくできても、動かない場合があるものですが、そこが新しい公民館であったためにサッと取り入れることができ、かつ始動することができたのかなという印象を持ちました。

長い歴史を持つ公民館でも地域課題などあれば部会の設置などの手立てが導入されるということであれば、そういう意味で、私たちの答申の効果があったのかなと思いました。

公募委員 B さんは高崎市内の公民館で講師を依頼されて活躍されていますが、今日の事業報告に関連しまして、何か意見はございますか。

公募委員 B：　NPO 法人との連携事業というところを見るとこんなに多くの講座に関わっていたのかと思いました。講師を受ける側としては公民館から「スマートフォン講座をやってほしい」とか「クリスマス会をやってほしい」とか、それだけを言われて受けるものですから、その公民館にどのようなバックグラウンドがあってこの講座の開催に至っているのか、そこが事業報告を見ると少し分かってく

るのかなと思いました。バックグラウンドが分かったうえで、講座を組み立てることができると何か還元できるものがあるのかなと思いました。自分の法人が講師依頼を受けている講座も「NPO 法人との連携事業」の区分に記載されているものもあれば、異なる区分のところに記載されている講座もありますので、そういう側面でこの講座を見ていたのかということを知ることができました。

自分の法人での話になりますが、来年度事業を実施していく中で「どんな趣旨の講座なのか」など、もう少し踏み込んで聞いてみようかなと思いましたし、もし公民館主事さんが講師をお願いする時に講座の意図などを言ってもらえると講師を受ける側が受けやすいのかなと思いました。以上です。

会長：　ありがとうございました。委員の皆さまに公民館との関りの中でお気づきになったことをお話しいただきました。公民館の事業実績を踏まえて意見を述べ合って、この意見をまた公民館の事業に反映していただくということは大切なことと思います。

事業実績に関する議事はここまでとします。

それでは次に、令和３・４年度提案（意見具申）についての議題に移ります。

２　令和３・４年度提案（意見具申）について

会長：　今期は令和３年３月に行った答申に追加すべきもの、またさらに提案を掘り下げて、意見を整理したものを意見具申としましょうということになったわけです。そのための手立てとして追加提言（案）を皆さまから募り、９人の委員さんから様々なご提言をいただきました。また、専門委員と地区公民館の次長さん方との話し合いもございました。その話し合いの時は地区公民館の状況をお聞かせいただいたわけです。それらを基にして 11 月 9 日と 2 月 25 日に専門委員会が開かれ意見具申（案）づくりを行いました。この意見具申（案）を 2 月 10 日の審議会で報告をし、お諮りして、出来上がったものを本日の審議会で公民館連絡協議会へ提出しようと計画をしておりました。そのことを 12 月の審議会でも確認し進めてきたわけです。しかし 2 月 10 日の審議会は降雪により中止となってしまったため、原案の検討はできませんでした。そこで事務局とも相談をし、本日原案をお示しして、皆さまに確認いただいたうえで、特に修正などなければこの原案を意見具申として公民館連絡協議会長（中央公民館長）へお渡ししたいと思います。もし修正案が出された場合は原案を修正して、後日、公民館連絡協議会長（中央公民館長）へ提出することにさせていただいてよろしいでしょうか。

特にご意見なければ、そういった方向で進めさせていただきます。

それではこの後事務局から原案を読み上げていただいて、それを確認しながら検討していきたいと思います。

それでは章ごとに読み上げていただいた後、修正すべき点をご指摘いただいて、順次進めていきたいと思います。

事務局（読み上げ）：　「まえがき」令和元年・2 年度高崎市公民館運営審議会（以下、審議会という）は、社会教育法第 29 条第 2 項の規定にもとづき、令和 2 年 3 月 6 日に、高崎市公民館連絡協議会から、「新しい地域づくりの拠点としての公民館のあり方について」と題する諮問をいただきました。この諮問に対し、審議会は鋭意検討した結果、令和 3 年 3 月 5 日に答申し、40 の具体的な提案をしました。これについて、公民館では、具体的な実践にむけて検討し、また、すでに実践されているところです。令和 3 年・4 年度高崎市公民館運営審議会は、協議の結果、上記答申を精査・検討し、さらに充実、追加すべき事柄を、意見具申として、28 の提案をすることにしました。これの実現のため、以下のことを行ないました。

1）専門委員会の編成。2）追加提言案の募集（全委員に呼びかけて、意見を募った）。3）専門委員と地区公民館次長との話し合い。2）と 3）の結果については、審議会、専門委員会に報告、協議をし、以下に追加の提案をまとめました。なお、平成 27 年・28 年度答申と密接な関係のある事項についての具体的な提案も行ないました。今回の意見具申を、令和元年・2 年度答申とあわせて活用し、新しい地域づくりを目指した公民館事業・活動に、活かしていただくよう希望します。今回の意見具申のなかには、先駆的に、すでに、高崎市の公民館で行われている例もありますが、今後、全市的に取り組んでいただきたいとのことから、提案したものもあります。なお、SDGｓ（持続可能な開発目標）の目標 4（質の高い教育をみんなに）、11（住み続けられるまちづくり）、17（パートナーシップで目標を達成しよう）の実現を、公民館活動の軸に据えることも重要と考えます。当意見具申は、令和元年・2 年度答申と同じ章立てになっています。

会長：　これがまえがきで、これまで皆さま方と審議会で確認してきたことを文章にしてきたものです。さて、本題に入りたいと思います。

事務局（読み上げ）：　1　コロナ時代（With コロナ、After コロナ）の公民館活動を模索する。（関連　令和元・2 年度答申提案 1～8）

提案 1　IT を活用した公民館事業の構築。1）「前橋市公民館オンライン（You Tube）」のように、情報を一か所に集めてアクセスしやすくすることを提案します。2）集会型の講座を、可能な限りその内容を撮影し、DVD 化して、住民に貸出すことを提案します。3）LINE（ライン）の公式アカウントの活用やメール登録で、地域情報・公民館情報が住民に届く方式（システム）をつくった

らいかがか。これを、従来の公民館だよりと併用するようにしたい。4）Google フォームを用いた住民アンケートを実践する。これによって、日ごろ公民館を利用しない住民からの意見を聴くことができます。あわせて、地域課題の明確化や地域人材の掘り起こしもできます。

提案 2　地域行事の復興について、地域住民が話し合う機会を設ける。地区公民館は、地域住民が地域ごとに工夫して取り組んでいる地域行事・活動の情報交換の機会を設けたらいかがか。コロナの蔓延によって多くの地域行事が中断しています。そうした中にあっても、創意工夫して地域活動を再開している事例も見られます。率先して地域活動に取り組んでいる事例を公民館がとり上げて、関係団体の情報交換の場（機会）を設定することを提案します。

提案 3　育成会活動を支援（サポート）する機会を設ける。たとえば、上毛カルタの練習などを、公民館が主導して、各地区の育成会に呼びかけて実施（サポート）してみたら、いかがでしょうか。育成会の上毛カルタの練習は、単なる同好会の行事とは異なります。それは身近な公共的な活動といってよいでしょう。その活動を支援することは、地域づくりに役立つ公益性の高い活動といえます。

提案 4　ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた公民館活動の支援。ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた定期利用団体等への支援として、定期利用団体同士を、新たに横につなぐ工夫を模索されることを提案します。

会長：　1 章の提案は 4 つあります。前期の答申にもある提案をさらに深めて書いたものです。委員の皆さまから提案のあったものを全て調整しながら記載しています。

ではご意見等お願いいたします。

学識経験者 A：　文章の語尾に「いかがか」と書いてあるところと「いかがでしょうか」となっているところ。また「です、ます」の形態になっているところとなっていないところがありますので、整えた方が良いかと思います。

会長：　確かにそうですね。他にご意見はございますか。

公募委員 A：　提案 1 の 3）の最後の語尾で、「併用するようにしたい」となっていますが、これは誰がしたいのか。提案しているのでこれは「提案します」で良いのではないかと思います。

会長：　ありがとうございます。他になければ次に進みたいと思います。

事務局（読み上げ）：　2　公民館における居場所づくりの実現を図る。（関連　令和元・

２年度答申提案 9～13）

提案５　公民館における居場所づくりの実現を図る。１）公民館で、レクリェーションの活性化を図る行事を積極的に行なう。（社会教育法第２条、同法第 22 条第４号のレクリェーションの具現化として）２）公民館に、来場ポイント制度の導入をする。３）新たな施設利用者を増やすために、公民館の日を制定（毎月１回）する。例：毎月第二土曜日。４）公民館に、小規模ながら、作品展示の場を設ける。施設の一部に、常設のギャラリー（博物館）のような機能の設定を。例：美術、地域の歴史資料、考古資料、地域の特産物など。（社会教育法第 22 条第３号の具現化を図る）５）公民館を、パブリック　ビューイング（public viewing）の場として公民館ロビーに大型テレビを設置し、全国的あるいは国際的な行事・試合などを、地域の皆が一緒に鑑賞・観戦し合える場を設ける。

会長：　ありがとうございました。この章についてはいかがですか。

学識経験者 A：　細かいことで申し訳ないですが、提案の表記が「～構築」「～支援」と体言止めになっている項目もあれば、「～図る」「～活かす」といった表現になっていて、ばらばらですので表記を統一した方が良いのではないかと思います。

会長：　その点についても、確認・修正したいと思います。
他にはよろしいですか。
それでは第３章に進みたいと思います。

事務局（読み上げ）：　３　地域づくりを担う人材（ボランティア等）の育成を図る。（関連　令和元・２年度答申提案 14～22）

提案６　公民館で活動するボランティア同士の連携・協力の促進を図る。公民館でのボランティア活動を、ホームページ等を活用して、複数の公民館の活動事例を紹介しあうことは有益です。

提案７　人材発掘のための公民館事業（学級・講座・教室等）の開設。事業名は、たとえば「地域の師匠・達人に学ぼう」（仮題）とします。学習内容として、次のようなことが考えられます。押し花、絵画、パッチワーク、街歩き、俳句、卓球、切り絵、囲碁、将棋など、公民館定期利用サークル活動の中から選び、事業は一回限りではなく、複数回とし、参加者の技量の向上を目指します。講師・指導者は、公民館定期利用サークルの会員から、適任者を選びます。公民館定期利用サークルから人材を招くことは、地域の人材を活用することにつながります。それは、新たな地域人材の発掘にもなるでしょう。そして、これは、公民館定期利用サークル活動の活性化と、新たな入会の促進にもつながります。

提案 8　次の活動につなげる公民館事業の開催。地区公民館は、日々、創意工夫を凝らした主催事業を実施されていますが、残念なことに、単発で終わってしまう事業が多いように見受けられます。主催事業として講座等を実施する場合、事業終了後に学習者が自主サークル（グループ）を立ち上げ、公民館で学習が継続でき、学習成果を活かして、地域の活動に結びつけられる方向性を持たれるよう提案します。

提案 9　公民館定期利用サークルとの積極的な連携を図る。１）定期利用サークルとの密接な連絡会議の開催を図る。公民館長・主事は、定期利用サークル（活動団体）の代表者との連絡会議を半年に一回は開催していただくことが望まれます。それは、公民館利用者の意見・要望を公民館事業に反映させることが大事だからです。２）定期利用サークルへの支援を行う。定期利用サークルは、会員の高齢化等に伴い、会員数が減少しつつあります。あわせて、サークル数も減少しているといえます。この減少に歯止めをかけ、増加に転じるため、次の二つ（イ、ロ）の支援策を提案します。イ、定期利用サークルコーナーを設置する。公民館利用者が目に触れる場所に、サークルの活動内容を掲げた掲示板の設置やサークルと公民館との連絡ボックス（棚など）を設置するなどし、意思の疎通を図る。ロ、公民館だより等に、定期的に、サークルの活動内容を紹介する。公民館だよりや館内の掲示板などを通じ、定期利用サークルの活動状況の紹介や入会案内の場を設けるなど、サークル活動の支援を強化する。

提案 10　サークル等での学びを地域住民の学びに活かす。サークル等での学びや経験を（公民館における講師やリーダーとして）、地域住民の学びに活かすことを提案します。そのための人材育成は大切です。

提案 11　中高生や地域住民の公民館事業企画立案への参加を図る。中高生に、公民館事業の企画、立案にたずさわってもらうのはどうか。また、地域で、公民館主催事業の企画員を募る、あるいはテーマによっては企画を募集することを提案します。

提案 12　わが町の誇りを語れる子どもの育成を図る。地域を知り、自然・歴史・町の景観などで、わが町の誇りを語れる子どもの育成を図るため、次のような手順を提案します。１）地域資源の掘り起こし（お宝探し）　：　自然・歴史・行事・景観など。２）まとめ・発表　：　文や写真・動画など……地域への発信も。３）現地の見学会を催す……子どもに説明させる。４）気に入ったもの（誇れるもの）を選び、まとめる：自分たちの町の自慢を紹介できるようにする。

提案 13　若年層（小中学校児童・生徒）の公民館利用の促進を図る。小中学校児童・生徒に興味を持たれる活動内容、あるいは世相を反映した事業の企画・立案の工夫を図ったらいかがか。一例として、倉渕公民館では、平成 13 年以降、19 回にわたり中学生の案内による「道祖神の里めぐり」事業を行なっている。

これは、地域の少年少女たちが、地域を知り、地域に誇りを持つうえで、すぐれた社会教育活動といえる。このような活動を、他の地域で、また小学児童をも対象にして実施できたら、「わが町の誇りを語れる子どもの育成」につながるでしょう。

提案 14　保育者を目指す学生の協力による託児の実施。小さな子どもがいる保護者のための学級・講座には、託児があると親切です。その役割は、現在は、地域のボランティアの皆さんによって担われています。これに加え、保育者を目指す学生の協力を得ることは、公民館・学生の双方に利点（メリット）があると考えます。この点の検討を提案します。学生のうちから、公民館活動にかかわり、ボランティア活動の経験を積むことは、公民館理解者を増やすだけでなく、現代の若者の活動の幅を拡げることにもつながります。

会長：　第 3 章について、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。
　では次に進めさせていただきます。

事務局（読み上げ）：　4　公民館運営推進委員会活動の活性化を図る。（関連　令和元・2 年度答申提案 23～26）

提案 15　住民が公民館を訪れる機会を増やす創意工夫。住民が公民館を訪れる機会を増やすためには、公民館運営推進委員会の部会の創設、活用など、これまでの手法にとらわれない創意工夫を望みます。部会の創設にあたっては、全市一律ではなく、当該地区の地域性を活かし、内容、形態に創意工夫することが望まれます。

提案 16　公民館運営推進委員会が地域住民から見える手だての工夫。公民館運営推進委員会での話あいの内容や地域づくりビジョンが、地域住民に、もっとハッキリ見えるようにするとよいと思われます。そのような手だての工夫をすることを提案します。

提案 17　地域住民の意見が公民館運営推進委員会へ反映できる工夫。公民館運営推進委員会で、公民館利用者だけでなく、利用者以外の地域住民の意見・要望を反映させる工夫をすることを提案します。

会長：　第 4 章について、何かご意見等ございますか。

学識経験者 A：　提案 16 ですが、「ハッキリ見えるようにするとよい」と記載されていますが、読む側としては分かりづらく、ハッキリ見えるようにするにはどうすれば良いか、もっと具体的に示していただけると良いと思います。

会長：　具体的な事例などを入れて提案する、ということですね。わかりました。

その他はいかがですか。

では、次に進めさせていただきます。

事務局（読み上げ）：　5　公民館利用の利便性の向上を図る。（関連　令和元・2 年度答申提案 27～33）

提案 18　公民館だよりへ地域情報の掲載。より多くの地域情報の掲載と紹介を図ることを希望します。ときには、特集号あるいは特別号（号外）などの発行も望まれます。また、地域のことに関する連載記事を掲載することも望まれます。本市ではこのようなことを、すでに行なっている先進的な公民館が見られますが、さらに、広く、きめ細かに行なわれることが望まれます。

提案 19　自主防災会との連携、および地区全体の防災力の向上。地区公民館は、緊急時の避難所としての役割を持っています。地区公民館が、自主防災会と協力して、地区防災力の向上のための学習会や訓練を実施されることが望まれます。町内会によっては個々に、住民が地域の自主防災会と協力して地域防災力向上のための試みをしています。これは大変貴重な試みといえます。これを一歩進めて、地区公民館が中核となり音頭をとり、地区全体で、複数の町内会が、日ごろの防災訓練の成果を持ち寄り、地区全体の防災力向上のための訓練や学習、情報交換などをおこなうことが望まれます。

提案 20　参加しやすい子ども向け事業の企画立案。すでに行われていることですが、公民館は、小学校や学童保育と情報交換や連携を密にし、学校の行事日程などを鑑みながら、参加のしやすさを考えて、子ども向け事業の計画立案することを提案します。

会長：　第 5 章について、何かご意見等はございますか。よろしければ、次の章に進みたいと思います。

事務局（読み上げ）：　6 公民館職員の専門性の向上を図る。（関連　令和元・2 年度答申提案 34～40）

提案 21　社会教育主事有資格者に対する社会教育士資格取得の支援。公民館職員の中の、社会教育主事有資格者に、社会教育士資格取得のための学びの機会を提供するため、高崎市「職務に専念する義務の特例に関する条例」（職専免）の適用措置を講ずることを提案します。そこでの学びは、必ずや、高崎市の地域づくりに役立つものと考えます。

提案 22　住民による自主開設事業、および住民による企画委員会方式の事業を奨励、支援するためのきめ細かな公民館職員研修の実施。研修項目（例示）：1）

公民館事業計画の企画・立案（その基本的な考え方）、2）個々の事業の学習計画の立案と展開、3）社会教育調査の実際、4）学級・講座運営の方法と実際、5）団体（グループ、サークル）運営の方法と技術、6）公民館事業評価、7）レクリェーション指導の実際、8）学習推進上の討議法（ディスカッション法など）、9）情報の収集と整理、活用、10）広報活動、11）会議の進め方、司会の実際、シンポジウムやパネルディスカッション等の運営方法など。これらのほか、住民との意思疎通を図る場合に必要となるカウンセリング・マインド（住民の声を聴く＝傾聴）の力量や、成人学習者の理解および成人の学びを促進するための成人教育学（アンドラゴジー）の理解と活用も求められます。公民館職員による自主的研究・研修については、本市では、すでに取り組まれています。（末尾の※参考を参照）

提案 23　高崎市教育センターにおいて、公民館職員の研究・研修の促進を図る。公民館職員の研修・研究については、公民館だけで行なうのではなく、関連の部署と連携したり、相互乗り入れをしたりすることも考えられ、そのような試みは重要と思われます。高崎市教育センター規則の第 5 条、第 6 条に、公民館職員を兼任の所員に任命し、社会教育研究を行なう研究員の指導ができるように定めています。また公民館職員が研究員となることもできる旨、定められています。公民館職員の力量形成のため、また、地域形成に役立つ公民館のあり方の探究のために、この制度の活用が求められます。かつて、高崎市では、公民館職員（市職員）が研究所の兼任所員となり、また兼任研究員となって、公民館活動の研究をおこない、その成果を公民館活動に活かしていた時代がありました。今後、高崎市教育センターにおいて、公民館職員による、公民館研究・研修が行なわれることが望まれます。

会長：　第 6 章について、何かご意見等ございますか。よろしいでしょうか。
それでは第 7 章に進みたいと思います。

事務局（読み上げ）：　7　公民館の新たな挑戦。

（1）公民館事業の新たな試み。

提案 24　先の見通しを持った事業計画の立案。3 か年計画や 5 か年計画など、先の見通しを持って、現実的に進めていくことができる公民館事業の計画を立てられることを提案します。

提案 25　住民が主体となった市民自主開設事業の奨励。地域の課題解決や地域づくりをテーマ（主題）とする市民自主開設事業の奨励を提案します。この事業のねらいは、地域自治育成、人々の協同性を育てることに置き、趣味的・教養的な内容ではなく、あくまでも、地域の課題解決や地域づくりをテーマとしたい。

そして、一つのテーマについて、3年を目安に、公民館主催事業として実施されることを提案します。

提案26　社会教育主事（社会教育士）を中心とした部局間交流。社会教育主事勤務経験のある市長部局職員と現に公民館に在勤中の職員が、高崎市の地域づくりの（地域課題解決に向けた）事業で連携できる機会を設けることを提案します。

（２）公民館事業の見直しを。

提案27　継続性のある学びの機会の提供。ここ数年の、「高崎市の公民館」を見ると、公民館の、一つひとつの事業の回数が少ないことに気づきます。ある程度、継続性のある学びの機会を企画し、住民に提供することを提案します。かつて、地区公民館で、家庭教育学級が最低10回、高齢者学級が10回、成人の大学教養課程レベルの講座（例：成人大学講座）が10回という事業が多く見られました。なお、公民館で「学級」という場合は、学習者（住民）が企画や運営に積極的に関わる学習活動をいい、「講座」という場合は、ある一定の事柄やテーマについて体系だって学ぶ学習活動をいっています。ちなみに、語学、料理、パソコン、歌唱、創作、その他、技術的な事柄を習得する場合は「教室」といってきました。近年の公民館事業には、教室に該当する事業が多いように見受けられます。本来の意味の学級・講座にも力を入れられることを希望します。

提案28　公民館4事業の見直し。平成27・28年度高崎市公民館運営審議答申、答申Ｉ、１（１）において、公民館4事業の見直しが必要であると指摘しています。改めて公民館4事業の見直しを提案します。時代が大きく変わった昨今の状況への対応が急務と考えます。同時に、この件については関係各部署との調整が必要になるでしょう。従って再構築に向けて関係部署横断的な検討委員会等の設置が求められます。現行の公民館4事業。ライフアップ推進事業（キーワード：課題解決)、キャリアデザイン支援事業（キーワード：チャレンジ)、地域づくり支援・ボランティア養成事業（キーワード：地域づくり)、
図書ボランティア活動支援事業（キーワード：心豊かな子どもの育成）

会長：　第7章について、ご意見等ございますか。

なお、末尾の「※参考」の部分については、第6章で触れた、公民館職員による自主研究についての表題を載せてあります。

よろしければ、最後のむすびに進みたいと思います。

事務局（読み上げ）：　むすび。以上、提案をします。ついては、高崎市公民館連絡協議会では、これらを検討していただき、実現可能なものから順次、実施、推進されることを希望します。これらの提案について検討され、実施の見通しについて

は、令和 6 年 3 月の審議会までにご回答くださるよう要請します。高崎市は、昭和 40 年代から、小学校区ごとに地区公民館を設置する努力をしてきました。今後も市内全域に、一小学校区一公民館の体制を目指しつつ、公民館活動を充実させ、新しい地域社会の基盤をつくり、公民館事業の重点テーマ「心豊かな活力ある人づくり、地域づくり」の実現につながることを希望します。

会長：　ありがとうございました。

意見具申案について、事務局から読み上げていただいて、委員の皆さまからご意見をいただきました。

全体としては、このような形でよろしいでしょうか。先ほどご指摘いただいたところを検討し、修正したいと思います。冒頭でも申しましたように修正しましたものを高崎市公民館連絡協議会長（中央公民館長）あてに意見具申させていただいてよろしいでしょうか。文面につきましては、いただいたご意見を記録しましたので、その修正については会長と副会長に一任いただけますでしょうか。よろしいですか。

ご一任いただけるということですので、もう少し分かりやすい文章にしまして、意見具申とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事は終了しましたので、議長の座をおろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。それでは報告連絡事項について、事務局よりお願いいたします。

報告・連絡事項

事務局：前回審議会の会議録及び議事録について

閉会

事務局：　それでは今期の審議会は全て終了となります。2 年間ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和 3・4 年度第 7 回高崎市公民館運営審議会を閉会いたします。皆さまお疲れ様でした。